

仕 様 書

令和元(2019)年度「外国人のための組踊鑑賞教室」
音声同時解説業務委託

仕様書

- 1 事業名称 令和元(2019)年度「外国人のための組踊鑑賞教室」における音声同時解説業務委託
- 2 履行場所 国立劇場おきなわ大劇場
- 3 公演日程 令和元年10月19日(土曜日) 午後2時開演
- 4 業務内容 委託業務の内容は、次のとおりとする。
 - (1) 財団の提供する上演台本を基に、英語・中国語・韓国語及び日本語による解説を作成し、録音すること。なお、解説の内容は、組踊独特の約束事、登場人物の紹介、歴史や背景など、演目の理解に資するものでなければならない。
また、鑑賞上の注意等、財団の指示する内容についても各言語に翻訳し、録音すること。
 - (2) 解説を聴取する受信機について、一台ですべての言語が受信可能なものでなければならない。受信機は計578台を用意すること。
 - (3) 受信機及び送信用機材の準備、搬入、設置、撤去を行うこと。
 - (4) 送信用機材を操作する人員を派遣すること。
なお、公演前日にリハーサルを行い、送信用機材等の動作確認、及び解説のタイミングについて確認を行うこと。
 - (5) 英語・中国語・韓国語及び日本語のそれぞれについて、受信機の貸出・回収・操作説明等に対応できる人員を派遣すること。
- 5 受信機及び送信機
 - (1) 国立劇場おきなわ大劇場において、1人1台の受信機を使用して、利用者が必要とする言語の解説を聴取できること。
 - (2) 受信機は簡易な操作で使用できるものであること。
 - (3) 受信機及び送信用の機材はすべて受託者が準備し、搬入、設置、撤去を行うこと。送信にかかる電源は財団が提供する。
 - (4) 受信機の使用料及び当該機器を紛失等した際の保険料は、委託料に含むものとし、利用者からは徴収しないこと。

契約書案

令和元(2019)年度「外国人のための組踊鑑賞教室」における 音声同時解説業務委託契約書（案）

公益財団法人 国立劇場おきなわ運営財団理事長 富川盛武（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）とは、令和元年10月19日に甲が実施する「外国人のための組踊鑑賞教室」における音声同時解説業務について、次の条項によって契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 甲は、乙に対し、「外国人のための組踊鑑賞教室」における音声同時解説業務（以下「本件業務」という。）を委託するものとする。

（契約の期間）

第2条 本件業務の期間は、令和元年 月 日から令和元年10月19日までとする。

（契約保証金）

第3条 甲は乙に対し、本契約の締結に係る契約保証金の納付を免除する。

（委託業務）

第4条 乙は、別紙「仕様書」に従い、日本国の法令を遵守し、本件業務を実施するものとする。

2 前項の仕様書に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（完了検査等）

第5条 乙は、本件業務を完了したときは、業務委託完了報告書を速やかに甲に報告しなければならない。

2 甲は、前項の報告を受けたときは、10日以内に検査を行い、検査に合格した時は、その旨を乙に通知するものとする。

（契約金額）

第6条 委託金 円（うち消費税額及び地方消費税額 金 円）

（注）前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条、地方消費税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、契約金額に108分の8を乗じて得た額である。

2 本契約の、契約期間中途において消費税率の率が改定された場合には、甲乙協議のうえ、改定後の税率により定めるものとする。

（秘密保持義務）

第7条 甲乙は、この契約に基づく業務の処理上知り得た事を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解約されても同様とする。

（請求及び支払）

第8条 乙は、第5条の規定の検査に合格したときは、委託料支払いを甲に請求するものとする。但し、天災等により公演が中止となった場合は、実績のなかった業務に関しては減額して請求すること。

2 甲は、前項の規定による適法な請求書を受領してから30日以内に、委託料を乙に支払うものとする。

3 前条の委託料は、乙が甲に申し出た金融機関へ振込み支払うものとし、振込手数料は甲の負担とする。

(契約の解除)

第9条 甲は、乙の責めに帰すべき理由により、委託期間内にこの契約を履行する見込みがないと明らかに認められるときは、この契約を解除することができる。

2 乙は、甲の責めに帰すべき事由により、この契約を履行することができないと認められたときは、この契約を解除することができる。

(損害賠償)

第10条 前条の規定により契約が解除されたときは、被解除者は、これにより解除者の被った損害を賠償しなければならない。

(著作権)

第11条 乙の本件業務の結果、著作権法による保護の対象となる著作物が創作される場合、乙に発生する著作権(財産権)は、当事者間の別段の定めがない限り、本契約によって、甲に譲渡される。その対価は、甲から乙へ支払われる委託金の中に含まれるものとする。

(債務不履行)

第12条 法律上の不可抗力により本契約の履行が不可能となった場合には、両当事者は、本契約上の義務を負わない。

2 いずれかの当事者が、前項以外の理由により本契約を履行しなかった場合には、他方の当事者は、本契約を解除する権利を有する。履行しなかった当事者は、他方に生じた損害額を、間接損害を含めて賠償する。ただし、天災地変等の不可抗力に拠る場合にはその責は問われない。

(協議事項)

第13条 この契約書に定めない事項については、民法その他関係法令に則り、甲、乙誠意をもって協議のうえ解決するものとする。

上記契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ各1通ずつを保有するものとする。

令和元年 月 日

甲 沖縄県浦添市勢理客四丁目14番1号
公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団

理事長 富川盛武

乙